上水道告示第２２号

長浜水道企業団企業職員給与規程（昭和42年上水道告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和８年１０月１日

長浜水道企業団
企業長　三和啓司

長浜水道企業団企業職員給与規程（昭和42年上水道告示第23号）の一部を次のように改正する。

第23条の３を次のように改める。

第23条の３　１箇月当たりの運賃等相当額等（前条第３号に掲げる職員に係るものを除く。）および第22条第１項第２号に定める額（前条第２号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第25条の２第２項において「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当については、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間を支給の単位とする。

２　通勤手当は、支給単位期間（前項に規定する通勤手当に係るものを除く。）または同項に定める期間（以下この条および第25条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第11条第２項に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該月の翌月の支給日に支給する。

(1)　職員に新たに第19条の職員たる要件が具備されるに至った日が、その日の属する月の支給日以後となる場合

(2)　職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日が、その日の属する月の支給日以後となる場合（次条第２項第２号または第３号イに該当して支給額を改定する場合を除く。）

３　前項の支給日までに第20条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

４　支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日またはその翌日（当該翌日が就業規則第30条に規定する休日に当たるときは、当該翌日後

において当該翌日に最も近い休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、または死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第24条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第１項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、「受理して日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「受理した日の属する月」に改め、同条第２項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

(1)　通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第３条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2)　通勤手当の額を減額して改定する場合または改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3)　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして企業長が定める場合　企業長の定める月

イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第24条に次の１項を加える。

３　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、企業長が定める。

第25条の２第２項第１号ア中「前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由にかかる交通機関等（同号の改正後に１箇月あたりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第１号、第３号または第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の使用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、企業長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次

に定める額」に改め、同号アに次のように加える。

（ア）　（イ）に掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第１号、第３号または第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、企業長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

（イ）　前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号または第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等、自動車等または駐車場等（同号の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等、自動車等および駐車場等）に係る通勤手当の額

第25条の２第３項中「事由発生月」の次に「（前項第１号ア（イ）に掲げる場合に該当する場合にあっては、企業長の定める月）」を加える。

第25条の４第２項中「、または法第29条の」を「、法第29条の」に改め、「（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「または出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合」に、「、または職務に」を「、もしくは職務に」に、「月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「月または再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第３項を削る。

付則

（施行期日）

１　この規程は、令和８月１０月１日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

２　令和８年９月２日から同月３０日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに長浜水道企業団企業職員給与規程第１９条の職員たる要件が具備されるに至った場合または職員がこの規程による改正前の長浜水道企業団企業職員給与規程第２５条の４第

２項に規定する場合（同条第３項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、もしくは職務に復帰した場合の通勤手当にかかるこの規程による長浜水道企業団企業職員給与規程第２３条の３第４項に規定する支給単位期間等は、同年１０月から開始するものとする。